



国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的理由または失業などで国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料が免除または猶予される制度があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

全額免除制度・一部納付（一部免除）制度

本人、世帯主、配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などで収入が少なく保険料の納付が困難な方が申請することによって、保険料が全額免除または一部納付（免除）となる制度です。

●免除の対象となる前年所得のめやす、承認された場合の納付額●

	所得のめやす			保険料額 (月額)	年金額への反映割合
	単身世帯	2人世帯 (夫婦のみ)	4人世帯 (夫婦・子2人)		
全額免除	57万円	92万円	162万円	納付なし	1 / 2 (H21.3月分までは1/3)
4分の1納付 (4分の3免除)	93万円	142万円	230万円	4,090円	5 / 8 (H21.3月分までは1/2)
半額納付 (半額免除)	141万円	195万円	282万円	8,170円	6 / 8 (H21.3月分までは2/3)
4分の3納付 (4分の1免除)	189万円	247万円	335万円	12,260円	7 / 8 (H21.3月分までは5/6)

※申請者本人のほか、配偶者・世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

※申請の時期によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

納付猶予制度（50歳未満の方）

平成28年7月以降から50歳未満の方で、本人、配偶者（世帯主の所得審査はありません）の前年所得がそれぞれ一定額以下または失業などにより保険料の納付が困難な方が申請することによって、納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。（平成28年6月までは30歳未満が対象になります。）

学生納付特例制度（学生の方）

大学、短大、高等学校、専修学校、各種学校等の学校に在学の方が申請することで保険料の納付が猶予される制度です。猶予された期間は、年金額に反映されません。（所得の審査は本人のみです。）

※各種学校については学校教育法に規定される学校（修業年数が1年以上である課程）が対象です。

※国内に所在する海外大学(日本分校)であって文部科学大臣が指定した課程に在籍する学生も対象です。

申請手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑（シャチハタ不可）
- ③学生納付特例の申請については、在学証明書または学生証の写し
- ④失業などを理由にする場合は、「雇用保険受給資格証」、「離職票」等

【申請手続きは、砂川年金事務所（電話52-2144）または役場くらし応援課住民係（電話68-2112）で行えます】

元気にあいさつをしましょう!!

特別児童扶養手当制度についてお知らせ

20歳未満で精神または身体に障害がある児童を養育している場合に支給され、児童の福祉を増進することを目的としています。

障害の程度により1級・2級に区分され、原則4月、8月、12月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※受給者とその配偶者、扶養義務者の前年の所得が一定の額以上のとき、支給されません。

【支給月額】～月額が変更しました～

平成30年4月から	1級 51,700円	2級 34,430円
平成30年3月まで	1級 51,450円	2級 34,270円

申請には必要なものがありますので、詳しいことは役場暮らし応援課住民係へお問い合わせください。
(電話68-2112)

消費税軽減税率制度についての説明会

平成31(2019)年10月1日から消費税率の引き上げと併せて軽減税率制度が実施されることに伴い、制度の円滑な実施に向けた説明会が開催されますのでお知らせいたします。

- 日 時 10月18日(木) 午後2時～午後4時
- 場 所 三笠市民会館 101号室(三笠市幸町13番地)
- 申し込み 三笠市商工会 電話01267-2-2249

【軽減税率制度関係のホームページ特設サイト】

- ・特集-消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン)
http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/keigen_zeiritsu/index.html
- ・消費税の軽減税率制度について(国税庁)
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu//index.htm>
- ・軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局)
<http://kzt-hojo.jp/>

障害年金無料相談会開催のお知らせ

札幌障害年金サポートセンターによる無料相談会が開催されます。インターネット環境のない方、遠方の事務所等に相談に行く機会を確保することが難しい方はぜひご利用ください。

- 開催日 平成30年9月29日(土) 相談料 無料
- 時 間 午前10時から午後3時30分 担当者 社会保険労務士 山内俊英
- 場 所 たきかわ文化センター 第1会議室 特定社会保険労務士 米澤典子
- 問合せ 011-303-4864(担当:山内)



コタエを
出します

すべての相談の相談料が
無料になりました。

相談予約
ダイヤル

0125-22-8373

平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)
土曜 10:00~13:00

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

「広報うらうす」に広告を載せてみませんか?

広告主募集中

1号広告 縦4cm×横15cm 4,000円
2号広告 縦4cm×横7cm 2,000円

問い合わせ 役場総務課企画統計係

振り込めサギには十分注意しましょう!